

上士幌町省エネ家電買換え促進奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上士幌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、省エネルギー性能に優れた家電製品への買換えを支援し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、省エネ家電製品本体価格の合計額が税抜価格で4万円以上とし、経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上の新品（未使用品）の電気冷蔵庫をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 上士幌町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により上士幌町の住民基本台帳に記録されていること）。
- (2) 上士幌町税を滞納していないこと。
- (3) 申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（2014（平成26）年以前に製造されたものに限る）を買換えるために、省エネ家電製品1台を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置していること。
- (4) 同一年度内において、本人又は本人と同一世帯で生活する者が奨励金の交付を既に受けていないこと。

(奨励金)

第4条 奨励金及び交付の対象となる省エネ家電製品等は、次のとおりとする。

- (1) 省エネ家電製品の購入金額（消費税及び設置費用等含む。）合計額の3分の1以内とし、8万円を上限とする。ただし、奨励金は商品券とし、千円未満は切り捨てるものとする。
- (2) 上士幌町内事業者から購入した省エネ家電製品（インターネット、テレビ等の通信販売による購入は対象外）とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて、別に定める提出期限までに町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書・納品書等の写し。（購入代金、購入日または納品日、購入店舗、購入者、購入した省エネ家電のメーカー・型式が確認できる書類）
- (2) 買換え前の省エネ家電製品をリサイクルしたことを証明する書類（家電リサイクル券控えの写し）
- (3) 町税納入状況調査承諾書（第2号様式）
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、奨励金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をも

って申請の受付を終了するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により奨励金の交付の可否を決定し、奨励金決定通知書(第3号様式)をもって、交付申請者にその内容を通知する。

2 町長は、前項の決定をしたときは、商品券を交付するものとする。

(調査)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、職員に省エネ家電製品の設置状況等を調査させることができる。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請又は、その他不正な行為により奨励金の交付を受けたことが明らかになったとき、既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 本奨励事業により取得した省エネ家電製品は、法定耐用年数を経過することになるまで、町長の承認を受けないで、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(協力の要請)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者に対し、本奨励事業における調査への協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。